

# 厚生年金基金の調査結果

(厚生年金基金における裁定請求を行っていない者の状況等)

平成19年12月  
厚生労働省年金局

## 1. 調査の目的

厚生年金基金における裁定請求を行っていない者の状況等の実態を調査することを目的とする。

## 2. 調査の内容

厚生年金基金における裁定請求を行っていない者の状況等及び当該者に係る住所の管理状況並びに裁定請求勧奨の実施状況

## 3. 調査の時点

平成19年3月31日現在

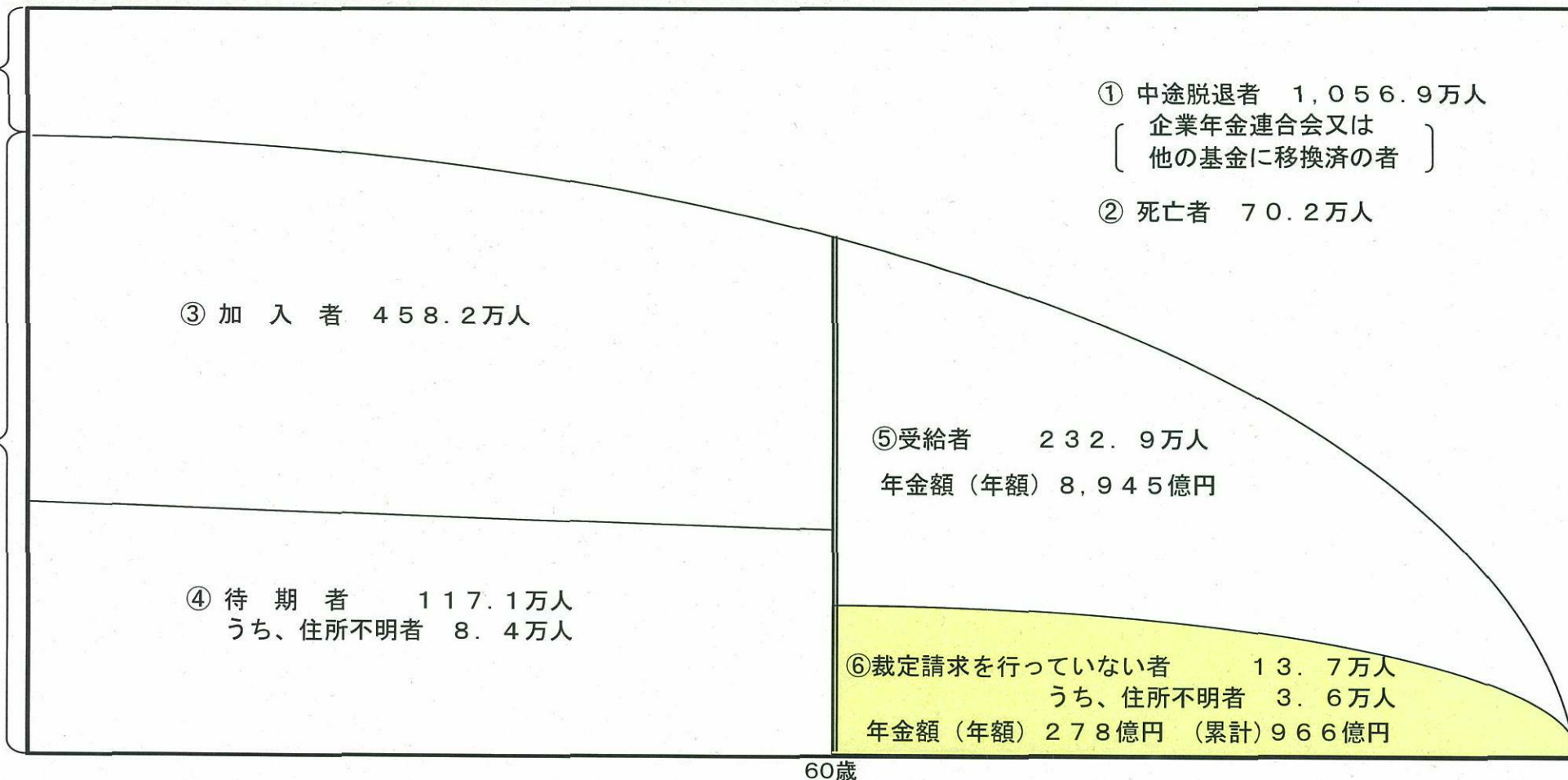
## 4. 調査の方法

平成19年10月1日に現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除く、621基金に対して調査協力依頼を行い、その調査結果を集計。

# 厚生年金基金の加入員等の状況(平成19年3月末現在)

の3  
月  
末  
ま  
で  
の  
累  
計  
数

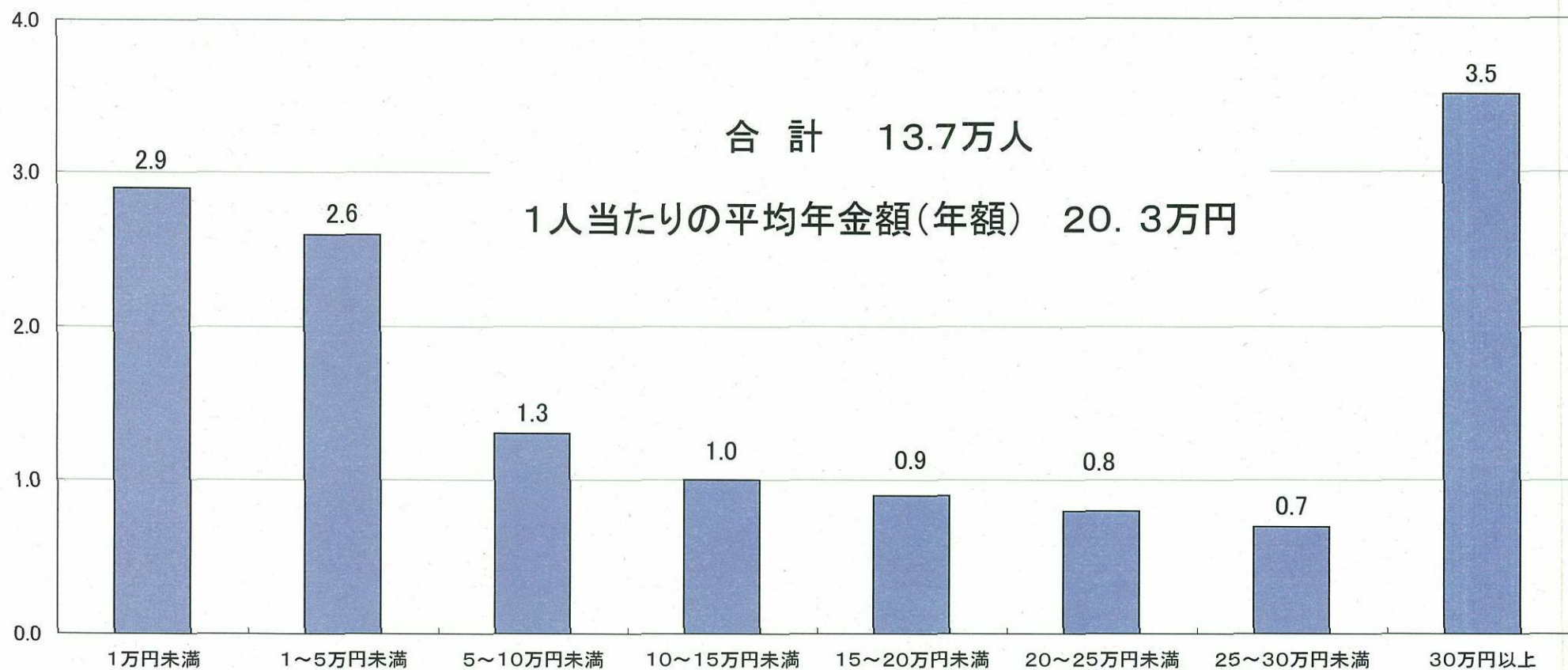
3  
月  
末  
時  
点  
で  
の  
数



- 注(1) 待期者の住所不明者は、転居先不明者5.4万人と住所記録がない者3.0万人の合計、裁定請求を行っていない者の住所不明者は、転居先不明者2.9万人と住所記録がない者0.7万人の合計であり、調査日時点において、基金が把握している人数を計上している。
- 注(2) 年金額(年額)は、基準日(19年3月末)時点での年金額を計上している。
- 注(3) 年金額(累計)は、受給権発生時での年金額に60歳(各基金の規約において60歳以上の受給開始年齢が定められている場合であっても一律60歳としている。)から基準日(19年3月末)までの経過年数を乗じて計上している。また、消滅時効は考慮していない。
- 注(4) 年金額(年額・累計)については、支給停止事由に該当する場合であっても、当該支給停止は行わないものとして計上している。
- 注(5) 60歳以上の者のうち加入者15.5万人については、加入者に計上している。
- 注(6) 待期者には、坑内員・船員の特例等により老齢年金給付を受給している60歳未満の者を含む。
- 注(7) 受給者の人数には、全額支給停止されている者も含む。
- 注(8) 中途脱退者及び死亡者については、基金において把握できる範囲で計上している。

# 年金額別の裁定請求を行っていない者

(単位:万人)

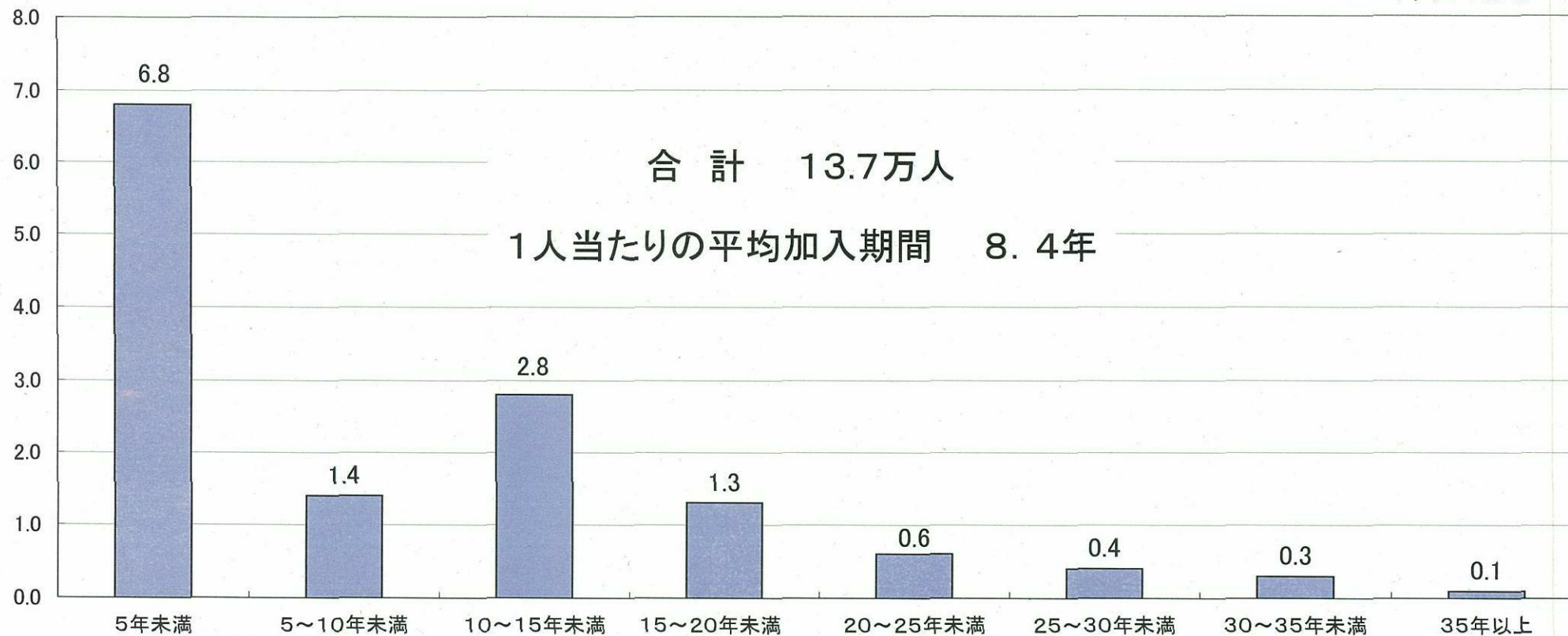


(単位:万人)

年金額	1万円未満	1~5万円未満	5~10万円未満	10~15万円未満	15~20万円未満	20~25万円未満	25~30万円未満	30万円以上	合計
裁定請求を行っていない者 (割合)	2.9 (21.2%)	2.6 (19.0%)	1.3 (9.5%)	1.0 (7.3%)	0.9 (6.6%)	0.8 (5.8%)	0.7 (5.1%)	3.5 (25.5%)	13.7 (100%)

## 加入期間別の裁定請求を行っていない者

(単位:万人)



(単位:万人)

加入期間	5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満	30～35年未満	35年以上	合計
裁定請求を行っていない者 (割合)	6.8 (49.6%)	1.4 (10.2%)	2.8 (20.5%)	1.3 (9.5%)	0.6 (4.4%)	0.4 (2.9%)	0.3 (2.2%)	0.1 (0.7%)	13.7 (100%)

## 裁定請求の勧奨の実施状況について

I 定期的に送付している。		585基金 (94.2%)
(複数回答) 内訳	1. 60歳(支給開始年齢)到達前後に送付	543基金 —
	2. 退職時に送付	84基金 —
	3. 65歳到達時に送付	339基金 —
II 随時に送付している。		36基金 (5.8%)
III 合計		621基金 (100%)

## 今後の対応について

厚生労働省においては、平成19年10月に厚生年金基金に対し、年金記録の適正な整備等のための指導（通知）を行ったところであるが（参考参照）、同通知及び今回の調査結果を踏まえ、各厚生年金基金に対し、平成19年度内（平成20年3月31日まで）に、裁定請求を行っていない原因の分析及び具体的な対策を内容とする改善計画を提出するよう指導を行った。

(参考)

## 厚生年金基金に対する年金記録の適正な管理等のための指導について

平成19年10月9日付で厚生年金基金（以下「基金」という。）に対し、年金記録の適正な整備等のため、次のような指導（通知）を行った。

- 1 事業主の届出等の徹底（速やかに実施）  
基金に対する加入員の資格に関する事業主の届出の徹底を図るとともに、基金は、改めてその備える年金記録の適正な管理を行う。
- 2 厚生年金の記録訂正情報の基金への提供等（速やかに実施）【別紙1参照】  
厚生年金の記録訂正が基金の加入員に係るものであるときは、社会保険庁から基金に対し情報提供するとともに、加入員からも基金に対し、申し出ることとする。
- 3 基金と社会保険庁の記録との突き合せ（平成20年度実施）【別紙2参照】  
社会保険庁から、基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合せを実施する。  
また、基金の実情を考慮しつつ、定期的（5年に1度程度）に突き合せを実施する。



#### 4 定期的な年金記録等の提供（平成20年度実施）

各基金の実情に応じ、定期的に、基金から加入員に対し、年金記録等に関する情報提供を行うよう努める。

また、住所不明者については、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努める。

#### 5 裁定請求の勧奨（速やかに実施）

定期的に、基金から加入員に対し裁定請求書を送付するなど裁定請求の勧奨に努める。

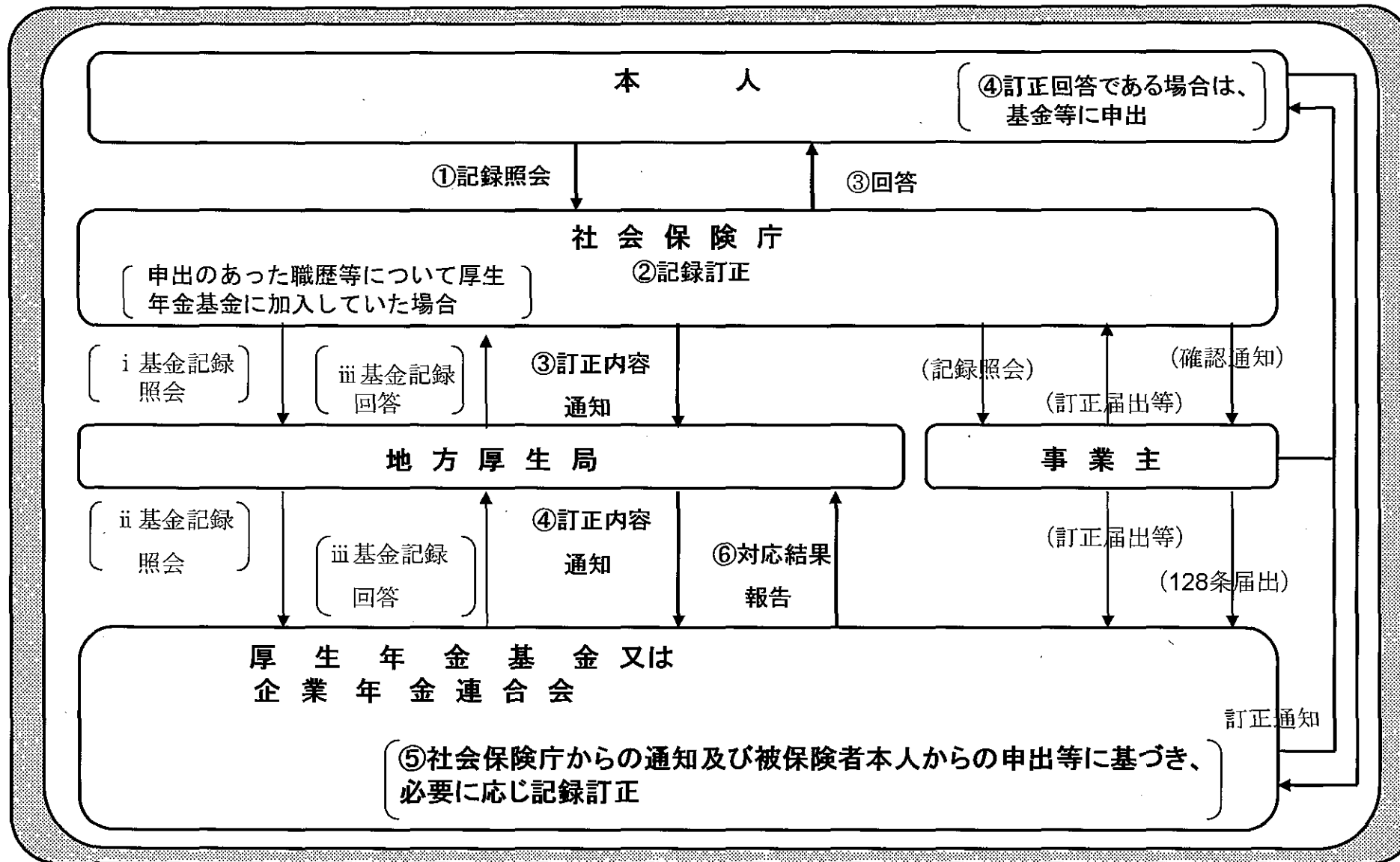
また、住所不明者については、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努める。

（注1）企業年金連合会についても、基金と同様の指導を行った。

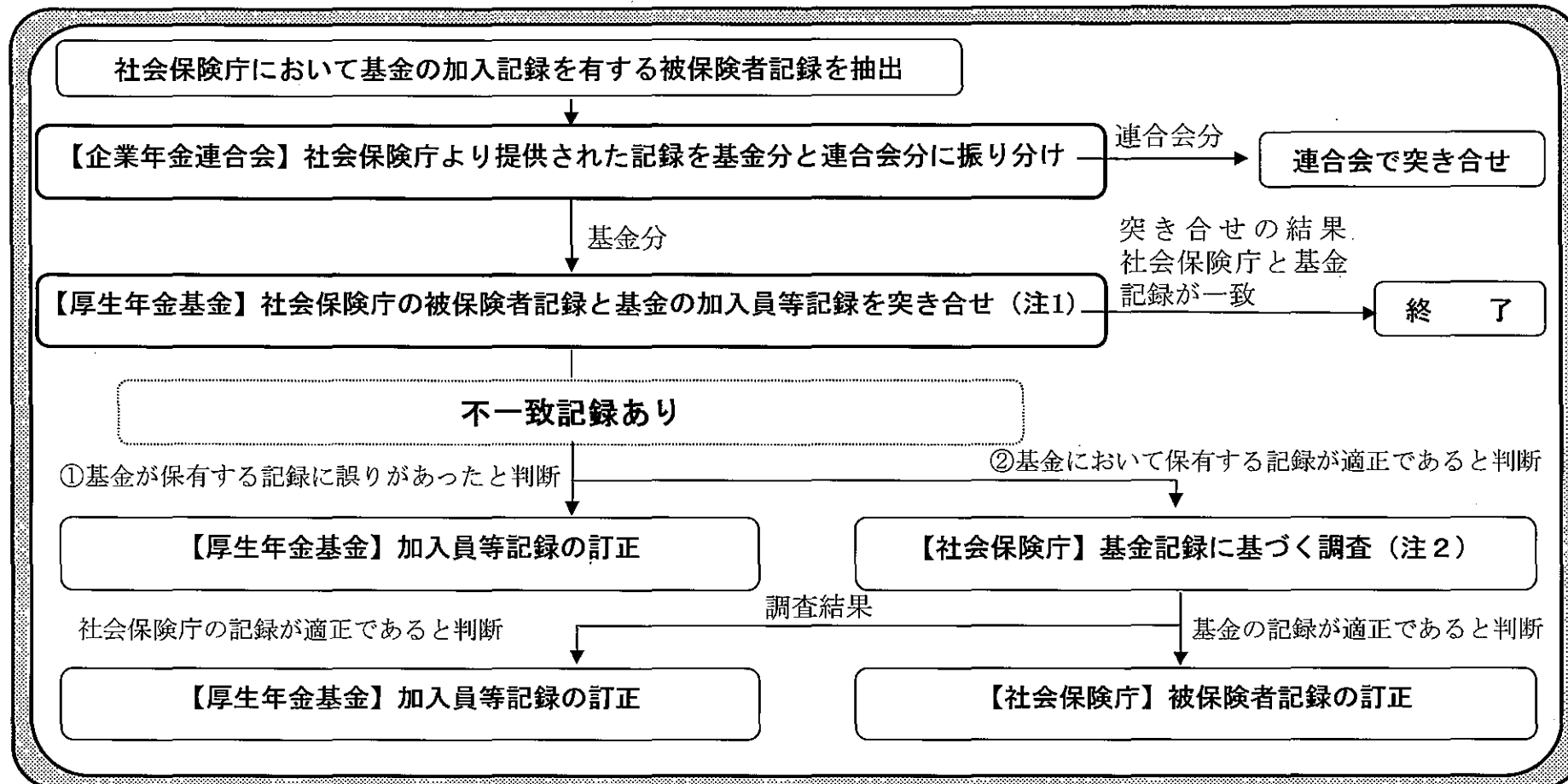
（注2）基金加入員の住所の届出の制度化及び基金における住所管理の徹底等を図る。  
（平成20年度実施）。

（注3）社会保険庁から基金等に対し、個人情報の保護の観点に留意しつつ、新規裁定者に関する住所情報等及び厚生年金被保険者のうち基金の加入員に係る住所情報等を提供する（平成20年度実施）。

### 厚生年金基金加入員等に係る厚生年金の記録訂正に関する事務処理



## 社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録の突き合せについて



(注1) 突き合せ項目は、次のとおり

- ①基金番号、②基礎年金番号、③氏名、④生年月日、⑤異動年月日(取得、月変・算定・喪失)、⑥標準報酬月額(標準賞与額)、⑦異動原因(新規取得、再取得、月変、算定、資格喪失、死亡喪失)、⑧年金証書記号番号(基礎年金番号・年金コード及び支給制度区分)、⑨受給権発生年月

(注2) 原簿(マイクロフィルム)等の調査を含む。